事態対処

【武力攻撃事態への対処に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件(いずれも第154回国会提出、衆議院継続)であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願38種類349件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案は、武力攻撃事態等に際して、政府が、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行うに際しての安全保障会議の重要性にかんがみ、内閣総理大臣の諮問事項及び同会議の議員に関する規定を改めるとともに、会議に専門的な補佐組織として事態対処専門委員会を設けることにより、事態対処に係る安全保障会議の役割を明確にし、かつ、強化することを目的とするものである。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 案は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の 協力その他の基本となる事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、併せて武 力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国 の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものである。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定めるものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、政府から趣旨説明を聴取するとともに、衆議院修正部分について修正案提出者から説明を聴取した後、小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、関係大臣等に対し質疑を行い、委員を派遣して、福井市及び横須賀市において地方公聴会を開催したほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会においては、有事法制の整備と憲法との関係、緊急事態における基本法制と危機管理組織の在り方、不審船・テロ対策等新たな脅威への対処、有事法制整備の防衛政策への影響、自衛隊の在り方、国民保護法制における基本的人権の尊重、国民保護法制の整備における地方公共団体の意見聴取と警察・消防の役割、武力攻撃事態等における国民の協力、武力攻撃事態等における対米支援と米軍の行動の円滑化に関する法制の内容、武力攻撃予測事態と周辺事態との関係、米国の戦略との関係、指定公共機関の指定に当たっての日本赤十字社及び民間放送事業者の取扱い、国民・国会への情報提供、武力行使の判断権者、防衛出動時における物資の収用等に伴う補償と物資保管命令及び業務従事命令、事態対処専門委員会の体制と事務局の設置等について質疑を行った。

質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、3法律案は、いずれも多数をもって原案ど おり可決した。なお、3法律案に対し、附帯決議が行われた。

(2) 委員会経過

- 〇平成15年5月16日(金)(第1回)
 - ○特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 〇平成15年5月19日(月)(第2回)
 - ○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

以上両案について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴き、

.

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案 (第154回国会閣法第87号) (衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案 (第154回国会閣法第88号) (衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴いた。

〇平成15年5月20日(火)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同渡辺周君、同久間章生君、 小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官、片山総務 大臣、平沼経済産業大臣、竹中金融担当大臣、坂口厚生労働大臣、森山法務大臣、 谷垣国家公安委員会委員長及び扇国土交通大臣に対し質疑を行った。

〇平成15年5月22日(木)(第4回)

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同久間章生君、福田内閣官 房長官、石破防衛庁長官、矢野外務副大臣、上野内閣官房副長官及び政府参考人に 対し質疑を行った。

また、3 案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

〇平成15年5月23日(金)(第5回)

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員久間章生君、同渡辺周君、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成15年5月26日(月)(第6回)

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について遠山文部科学大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官 房長官、谷垣国家公安委員会委員長、扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を 行った。

〇平成15年5月27日(火)(第7回)

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者渡辺周君、同前原誠司君、石破防衛庁長官、川口外 務大臣、福田内閣官房長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成15年5月28日(水)(第8回)

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者渡辺周君、同中谷元君、福田内閣官房長官、川口外 務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成15年6月2日(月)(第9回)

- ○派遣委員から報告を聴いた。
- ○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員中谷元君、片山総務大臣、川口外務大臣、 福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、鴻池国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行っ た。

○平成15年6月3日(火)(第10回)

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、石破防衛庁長官、川口外務 大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人慶應義塾大 学総合政策学部教授草野厚君、拓殖大学国際開発学部教授森本敏君、国際政治・軍 事アナリスト小川和久君及び亜細亜大学法学部助教授石埼学君から意見を聴き、各 参考人に対し質疑を行った。

〇平成15年6月4日(水)(第11回)

○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同久間章生君、福田内閣官 房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、矢野外務副大臣、佐藤防衛庁長官政務官 及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成15年6月5日(木)(第12回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)(衆議院送付) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法 律案(第154回国会閣法第88号)(衆議院送付)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第154回 国会閣法第89号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員前原誠司君、同久間章生君、同渡辺周君、 小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、鴻池国務 大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(第154回国会閣法第87号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

(第154回国会閣法第88号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連 反対会派 共産、社民

(第154回国会閣法第89号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連 反対会派 共産、社民

なお、3案について附帯決議を行った。

〇平成15年7月28日(月)(第13回)

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○請願第28号外348件を審査した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号) 【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等に際して、政府が、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策定等の重大な判断を行うに際しての安全保障会議(以下「会議」という。)の重要性にかんがみ、事態対処に係る会議の役割を明確にし、かつ、強化するため、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣が会議に諮らなければならない事項として、①武力攻撃事態等への対処 に関する基本的な方針、②内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態等への対処に関す る重要事項、③内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態への対処に関する重要事項を 加える。これに伴い、内閣総理大臣が会議に諮らなければならない事項から、防衛出動 の可否を除く。
- 2 総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を議員に加え、経済財政政策担当大臣を議員から除く。
- 3 必要があると認めるときは、議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、 議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。
- 4 事態対処に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、議員を限って事案について審議を行うことができるものとし、その他の議員については、審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、臨時に当該審議に参加させることができるものとする。
- 5 内閣総理大臣が会議に諮る事項のうち、事態対処に関する重要事項の審議及びこれに 係る意見具申を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、 その結果に基づき、会議に進言する組織として、事態対処専門委員会を会議に置く。同 委員会の委員長は、内閣官房長官をもって充て、委員は、内閣官房及び関係行政機関の 職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、内閣総理大臣が会議に諮らなければならない事項に関し、「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)に改める等の修正が行われた。

【安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、国家のあらゆる緊急事態に対処するための態勢を整備することは極めて重要である。そのため、武力攻撃事態対処法に基づく事態対処法制の整備を早急に進める必要がある。一方で、これらの法制は、国民の自由と権利とも大きく関係を有していることから、その整備や運用に当たっては、国民の基本的人権を最大限尊重することが必要である。

こうしたことを踏まえ、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 当委員会としては、標記の3法案の審議を踏まえ、今後の事態対処法制の整備に当たり、次の諸点が特に重要であると確認した。政府はこれらに誠実に対応すること。
 - (1) 国民の保護のための法制の整備に当たっては、同法制が国民の権利及び義務とも深い関係を有することにかんがみ、すべての国務大臣(内閣総理大臣を除く。)で構成する国民保護法制整備本部を活用し、地方公共団体や関係する民間機関を始めとして広く国民の意見を求めること。
 - (2) 日本赤十字社に関しては、日本赤十字社が赤十字に関する諸条約等の諸原則にのっとって活動するものであることにかんがみ、その自主性、公平性及び中立性を十分尊重して対処措置の内容を規定すること。
 - (3) 放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては、放送の内容を警報、 武力攻撃事態等の状況、避難の指示の内容等最小限にとどめ、かつ、放送の方法等放 送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し、いやしくも表現・言論の自由を 侵すことのないようにすること。
 - (4) 国民の保護のための法制の整備については、武力攻撃事態における国民の生命、身体及び財産の保護が極めて重要であることから、武力攻撃事態対処法の施行の日から 1年以内を目標として実施すること。
- 2 政府は、標記の3法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを 期すこと。
 - (1) 武力攻撃事態その他の緊急事態にあっては、国会及び国民に対し、正確かつ十分な情報の提供に努めること。
 - (2) 我が国及び国民の平和と安全に現実の脅威となっているテロ・不審船等の新たな脅威に対処できる態勢の整備を強力に推進し、国家の緊急事態への対処に万全を期すこと。

右決議する。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保 に関する法律案(第154回国会閣法第88号)

【要旨】

本法律案は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、対処のための態勢を整備し、併

せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とするものであ り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 武力攻撃事態等への対処に関する基本理念として、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならないこと、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならないこと、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならないこと等を定める。
- 2 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な 方針(以下、「対処基本方針」という。)を定めるものとし、国会の承認について所要の 規定を置く。
- 3 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該方針に係る対処措置の実施 を推進するため、内閣に、武力攻撃事態等対策本部を設置するものとし、その組織、所 掌事務及び同対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等について所要の規定を置く。
- 4 政府は、武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備について、武力攻撃 から国民の生命、身体及び財産を保護するための措置、武力攻撃事態等を終結させるた めの措置等が適切かつ効果的に実施されるようにするとともに、その緊要性にかんがみ、 総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならないこと等を定める。
- 5 政府は、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への 対処を迅速かつ的確に実施するため、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発 生等の我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、必要な施策を速やかに講ずるものとす る。
- 6 この法律は、公布の日から施行する。ただし、武力攻撃事態等対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限及び損失に関する財政上の措置に係る規定については、別に法律で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、「武力攻撃事態」から、いわゆる「予測」を切り離して事態を二分し、それぞれの事態について、対処の基本理念を明らかにするとともに対処基本方針に記載すべき重要事項を列記すること、武力攻撃事態等への対処における基本的人権の保障について、日本国憲法第14条等の規定は最大限に尊重されなければならない旨の規定を盛り込むこと、政府による適時適切な国民への情報提供に関する規定を盛り込むこと、対処基本方針に定める事項として、武力攻撃事態等の認定に加え、「当該認定の前提となった事実」を加えること、国会の関与を強化するため、内閣総理大臣が対処基本方針の廃止につき閣議の決定を求める場合として、「国会が対処措置を終了すべきことを議決したとき」を加えること、事態対処法制の整備を速やかに行う旨を規定し、これに関連して、武力攻撃事態等対策本部長の権限、内閣総理大臣の権限等に関する規定を、別に法律で定める日から施行すること、国民保護法制整備本部の設置等に関する規定を盛り込むこと、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態対処のための措置に関する規定を盛り込むこと、緊急事態への対処に関する組織の在り方

について検討を行う旨の規定を盛り込むこと等についての修正が行われた。

【附带決議】

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)と同一内容の 附帯決議が行われている。

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (第154回国会閣法第89号)

【要旨】

本法律案は、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を整備するとともに、関係法律の適用について所要の特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自衛隊法第103条の規定により土地を使用する場合において、都道府県知事等は当該 土地の上にある立木等を移転又は処分することができることとし、同条第1項の規定に より家屋を使用する場合において、都道府県知事等は当該家屋の形状を変更することが できることとするとともに、同条の規定により処分を行う場合には、都道府県知事等は 公用令書を交付して行わなければならないこと、及び、この場合において、土地の使用 に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が知れない場合等にあっては事後に公用令 書を交付すれば足りること等とする。
- 2 自衛隊の行動として防衛出動下令前の防御施設構築の措置を新設するとともに、当該職務に従事する自衛官が自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとし、及び、防御施設構築の措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は防衛庁長官等の要請に基づき土地を使用することができることとする。
- 3 防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の行動に係る地域内を緊急に移動する場合において、一般交通の用に供しない通路等を通行することができることとする。
- 4 道路法等について、防衛出動等を命ぜられた自衛隊の任務遂行を円滑ならしめるため、 適用除外その他の特例を設けることとする。
- 5 取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 6 武力攻撃事態に至ったときの対処基本方針に係る国会承認等の手続が新設されること に伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行う。
- 7 防衛出動を命ぜられた職員で政令で定めるもの以外のものに対し防衛出動手当を支給 することとするとともに、防衛出動手当を公務災害補償の平均給与額算定の基礎に加え る。
- 8 この法律は、公布の日から施行する。ただし、罰則に関する規定は、公布の日から起 算して3月を経過した日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、防衛出動命令に係る要件に関し、「外部 からの武力攻撃(外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。)」を「我が国に対する 外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると 認められるに至った事態」に改める等の修正が行われた。

【附带決議】

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案(第154回国会閣法第87号)と同一内容の 附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案(3件)

番号	件名	先議院	提出 月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
154 回 87	安全保障会議設置法の一部を改正する法律案	衆	14. 4. 17	15. 5. 19	15. 6. 5 可決 附帯	15. 6. 6 可決	15. 1.20 事態対処	15. 5.14 修正 附帯	15. 5.15 修正
			○15.5.19 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						
154 回 88	武力攻撃事態における我が国の平和と独立並び に国及び国民の安全の確保に関する法律案	衆	4. 17	5. 19	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	1.20 事態対処	5. 14 修正 附帯	5. 15 修正
			○15.5.19 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						
154 回 89	自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法 律の一部を改正する法律案	衆	4. 17	5. 19	6. 5 可決 附帯	6. 6 可決	1.20 事態対処	5.14 修正 附帯	5. 15 修正
			○15.5.19 参本会議趣旨説明 ○第154回国会 14.4.26 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議